

第 号議案

宗像市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

宗像市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。

宗像市子育て支援センター条例（平成15年宗像市条例72号）の一部を次のように改正する。

第2条の表宗像市子育て支援センターの項位置の欄中「久原」を「朝町」に改める。

附則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

平成 年 月 日

宗像市長 谷井 博美

提案理由

宗像市総合保健福祉センター（メイトム宗像）改修工事の間、宗像市子育て支援センターを自由ヶ丘中学校内へ移設するので、条例案を提出するものである。

宗像市子育て支援センター条例新旧対照表

改正案	現行								
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>宗像市子育て支援センター</td><td>宗像市朝町</td></tr></table>	名称	位置	宗像市子育て支援センター	宗像市朝町	(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>宗像市子育て支援センター</td><td>宗像市久原</td></tr></table>	名称	位置	宗像市子育て支援センター	宗像市久原
名称	位置								
宗像市子育て支援センター	宗像市朝町								
名称	位置								
宗像市子育て支援センター	宗像市久原								